

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月31日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	町田市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/koukai/mynumber/dokujiriyou.html

執行機関名 町田市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項の特別支援学級及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条の特別の教育課程に就学する児童及び生徒に係る就学奨励費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例(平成27年12月町田市条例第50号)別表1 第9の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項の特別支援学級及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条の特別の教育課程に就学する児童及び生徒に係る就学奨励費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第百四十四号)第1条	町田市就学奨励費支給要綱(平成12年4月1日施行)第1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1 目的 この要綱は、特別支援学級に就学し、又は通級指導学級に通級する児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対し、就学奨励費(以下「奨励費」という。)を支給することにより、その経済的負担を軽減し、もつて義務教育における特別支援教育の円滑な実施に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		町田市就学奨励費支給要綱(平成12年4月1日施行)